

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和2年2月25日（令和2年（行情）諮問第90号）及び同年6月29日（同第341号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（行情）答申第594号及び同第595号）

事件名：平成30年4月中に着手した相続税に関する調査事績整理票等の一部開示決定に関する件

平成30年4月中に着手した相続税に関する税務調査に係る署内資料及び署外資料の調査事績整理表等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の(1)に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙1の(4)、(11)、(14)、(16)及び(17)に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書2」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙3に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書3」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、本件請求文書につき、本件対象文書1を特定したこと及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことはいずれも妥当であり、本件対象文書1及び本件対象文書3につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、特定税務署長（以下「特定税務署長」又は「処分庁」という。）が令和元年9月2日付け特定記号第8001号により行った不開示決定及び同第8002号により行った一部開示決定並びに令和2年2月21日付け特定記号第8001号により行った一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し及び不開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記

載によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書1及び資料（原処分1及び原処分2に対するもの）の内容は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1に対するもの）

存在が確認されている文書を不存在としているため、違法である。

(2) 審査請求書2（原処分2に対するもの）

不開示の理由があいまいであり、具体的不開示情報該当性の説明となっていない。

(3) 審査請求書3（原処分3に対するもの）

上記(2)と同旨。

(4) 意見書2（原処分3に対するもの）

ア 当初開示請求に対して令和元年9月2日付特定記号第8001号にて「不存在」として不開示決定した「調査事績整理票」については本件審査請求を受け349ページもの「調査事績整理票」に該当する文書が特定されたとして令和2年2月21日付特定記号第8001号で追加の一部開示決定をしたもの（以下、第2において「本件追加開示」という。）であるが、当初開示決定した行政文書は一部開示を含めても60ページしかなく、349ページの本件追加開示された「調査事績整理票」が一件書類に埋もれるはずがなく、同文書の存在を隠ぺいしていたことは明白であり悪質である。

さらに本件追加開示にあたり、330ページもの部分についてページ全部を不開示としている。その外の一部不開示部分を含めると本件追加開示は実質全部不開示に相当する。当初不開示決定により時間を稼ぎ、あわよくばそのまま隠ぺいを図り、審査請求によりその存在を隠し切れなくなった時には法の条文（主に法5条1号及び同条6号イ）にこじつけ開示しないという、法に反する違法行為を行っている、まさに傲岸不遜である。

イ 法は基本として行政文書を全部開示するよう求めており、不開示とされる部分は不開示を規定する当該条文に限定列挙されている。不開示とする場合、あいまいな理由であることは許されず、不開示条文に該当するという具体的根拠が求められる。しかるに、処分庁の不開示理由には以下のとおり具体的理由の説明が成しえていない。

ウ 法5条1号を根拠とする不開示理由として「個人識別部分を除いたとしても他の情報と照らし合わせることなどにより、・・・おそれがあることは否定できず、・・・おそれがないとはいえないことから、」法6条2項に基づく部分開示をすることはできないと述べている。

「照らし合わせること」のできる他の情報とは何か、その説明がない。説明できないのであれば「おそれ」の可能性はない。「おそれがあることは否定できず」では法5条1号に規定する「特定の個人

を織別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」にはあたらないため、法6条2項に基づく部分開示をしなければならない。

エ 法5条6号イを根拠とする不開示理由（部分的に法5条1号を含む）についても、「納税者のうち一部のものが」とは誰のことか説明がない。ありもしない架空の人物をもちだしても通用しない。

「調査の相手方や被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから」については上記ウと同じ理由で法6条2項に基づく部分開示をしなければならない。

「当該部分を公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかになり・・・正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。」については個人課税事務提要进行を基本とし、税務職員として真摯に職務に全うしている限り公にされたからといって困ることはないであろう。個別の調査手法についても大勢の国税OBなる者が著書やHPにてあふれかえるほどの情報を提供している。今更陳腐化した調査手法については興味がない。肝心なのは税務職員が適正な調査をしているかである。本件開示請求の対象期間内には処分庁である特定税務署長が行った相続税の重加算税賦課が不当であるとして国税不服審判所により取り消しの裁決を受けるという不祥事が発生している。このような不祥事が頻発する原因は税務職員の調査に強要等の違法・不当行為があったとしても処理経過一件書類が他の国民・納税者、識者の目に触れないよう隠ぺいされることにより非難を避けうるからである。国民・納税者は法を活用し、隠ぺいされることが多い税務当局の職務内容を白日の下に晒し、国政の根幹たる税務行政が適切に執行されているかどうかを監督する権利と義務がある。

上記のとおり不開示決定（原処分3）を取り消すよう求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、各理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書1（原処分1及び原処分2）

（1）本件審査請求等について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、特定税務署長（処分庁）が①令和元年9月2日付特定記号第8001号により行っ

た不開示決定（原処分1），②同日付特定記号第8002号により行った一部開示決定（原処分2）について，各決定の取消しを求めるものである。

処分庁は，開示請求書に記載された「特定税務署長が平成30年4月に実施した相続税に関する税務調査の全内容」について，文書特定の結果，「特定税務署長が税務署員に作成させた平成30年4月中に着手した相続税に関する税務調査に係る文書」を対象文書として以下の決定を行った。

ア 原処分1において不存在とした文書

- (ア) 調査事績整理票
- (イ) 質問応答記録書
- (ウ) 相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書
- (エ) 調査手続チェックシート（本表）（相続税連記式）
- (オ) 調査手続チェックシート（反面調査用）
- (カ) 再調査の適否検討表

イ 原処分2において一部を開示した文書

- (ア) 調査経過記録書
- (イ) 調査結果の説明書
- (ウ) 調査てん末書
- (エ) 相続税実地調査・実地調査以外の調査・行政指導事績書兼非課税・申告是認決議書
- (オ) 相続税調査（処理）事績書（付表）財産明細書
- (カ) 相続税の加算税の賦課決定決議書（決裁用）
- (キ) 調査手続チェックシート（本表）
- (ク) 調査手続チェックシート（事前通知用）
- (ケ) 調査報告書
- (コ) 争点整理票
- (サ) 重要事案審議会事績書
- (シ) 上記各文書に付属し本文と一体となる添付資料

(2) 本件対象文書3について

本件対象文書3は2件の相続税税務調査に関する文書であり，それぞれの文書は別紙3のとおり区分される。

(3) 原処分1の妥当性について

本件審査請求を受け，原処分1で不存在とした文書を処分庁において改めて確認したところ，開示決定した2件の相続税税務調査に関し，上記(1)ア(ア)「調査事績整理票」に該当する文書が特定されたことから，令和2年2月21日付特定記号第8001号により別紙2に掲げる文書（本件対象文書1）の一部開示決定（原処分3）を行った。

また、上記（１）ア（イ）ないし（カ）の各文書（本件対象文書２）は、相続税の税務調査に当たり作成されるものであるが、調査の事案の内容や進捗状況に応じ作成されない場合があり、本件対象文書２の作成状況について処分庁に確認したところ、以下のとおりであると認められた。

ア 「質問応答記録書」は、納税者等の答述を証拠化するために必要に応じて作成するものであるが、本件調査においては必要がなかったため作成されていない。

イ 「相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書」は、相続税の更正・決定及び加算税の賦課決定を行う場合に、当該内容を決議するために作成するものであるが、本件調査においては更正・決定を行わなかったため作成されていない。

ウ 「調査手続チェックシート（本表）（相続税連記式）」は、各種調査手続のうち相続税の調査対象者に対する調査結果の説明や課税処理状況の履行状況を確認するために作成するものであるが、本件調査においては作成されていない。

エ 「調査手続チェックシート（反面調査用）」は、官公署及び金融機関以外の反面調査を実施する場合に、手続きの履行状況を確認するために作成するものであるが、本件調査においては当該チェックシートの作成が必要な反面調査を実施していないため、作成されていない。

オ 「再調査の適否検討表」は、調査事案が再調査に該当する場合に、再調査を実施することの適否を検討するために作成するものであるが、本件調査は再調査に該当しないため、作成されていない。

以上のとおり、原処分１に関し、追加で開示決定した本件対象文書１以外の文書は処分庁において作成しておらず、保有しているとは認められない。

（４）本件対象文書３及び本件対象文書１の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書３及び本件対象文書１に記載されている情報は、いずれも全体として調査の対象者である特定の個人（以下「調査対象者」という。）に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法５条１号本文前段に該当する。

以上を前提として、原処分２及び原処分３により一部開示とした各文書（原処分２は本件対象文書３，原処分３は本件対象文書１）について、不開示部分の不開示情報該当性を以下検討する。

ア 別紙３の番号１①及び番号２①「調査経過記録書」（本件対象文書３の１枚目，２枚目及び２１枚目ないし２３枚目）

当該文書は、調査事項や応接状況等に係る具体的な記録が、調査の

事案ごとに記載されており、調査対象者等とのやり取りの都度記録し、上司へ復命の上、指示や確認を受けるものである。

(ア) 21枚目の「○ 指令日数」欄の下の不開示部分

当該不開示部分には、調査対象者の被相続人（以下「被相続人」という。）の氏名が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当する。

(イ) 「年月日（手続名）」欄

当該不開示部分には、調査手続名が記載されており、これを公にした場合、既に開示されている年月日と照らし合わせることにより、どのタイミングでどのような手法を用いるかといった調査手法の情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イに該当する。

(ウ) 「方法・場所（応接者）」欄

当該不開示部分には、調査の方法が記載されていることから、上記（イ）と同様に法5条6号イに該当する。

また、当該不開示部分の一部には、調査対象者の氏名や関与税理士の氏名、反面調査先の応接者の氏名が記載されており、これは各人の個人に関する情報であって、個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段の情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。さらに、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

加えて、記載されている関与税理士の氏名は、税理士にとって、その氏名を公にされると、税務調査の対象となっている個人の税務申告に関与したことが明らかになり、当該税務申告につき、不正行為に積極的に加担したかのような誤解を受けるなど、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号イ、同条1号、同2号イに該当する。

(エ) 「調査事項・応接状況等」欄

当該不開示部分には、調査対象者との応接内容や調査において把

握した事項などが具体的に記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

イ 別紙3の番号1②及び番号2⑥「調査結果の説明書（相続税）」
（本件対象文書3の3枚目ないし7枚目、41枚目及び42枚目）

当該文書は、調査対象者等に対して調査結果の内容を適切に説明するため調査担当者が作成する文書である。

（ア）「被相続人氏名」欄（3枚目、4枚目及び41枚目）

当該不開示部分には、被相続人の氏名が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当する。

（イ）「1 更正又は決定をすべきと認めた理由」欄、「2 課税標準等に関する事項」欄、「3 税額等に関する事項」欄、「4 加算税に関する事項」欄、「増減差額の内訳表」（5枚目）、6枚目及び7枚目の全て、「増減差額内訳表」（42枚目）

当該不開示部分には、更正又は決定をすべきと認めた理由、本件調査において調査対象者に説明する課税標準額・納付税額・加算税額、調査対象者の氏名、調査前に申告書等に記載された相続等によって取得した財産額や調査において把握した相続等によって取得した財産の種類や金額、調査結果の根拠などの情報が詳細に記載されており、これは調査対象者や被相続人の個人に関する情報であることから、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分のうち調査対象者の氏名は個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。また、調査対象者の氏名以外の不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容や他に開示されている文書の表現と照らし合わせるなどにより、調査対象者が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

加えて、当該情報は一体として税務当局の調査の着眼点や調査手

法を知る端緒となるものと認められ、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条6号イに該当する。

(ウ) 「増減差額の内訳表」(5枚目)の「被相続人」・「関与税理士」欄、「増減差額内訳表」(42枚目)の「被相続人」欄

当該不開示部分には、被相続人の氏名、関与税理士の氏名が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

また、記載されている関与税理士の氏名は、上記ア(ウ)と同様に、その氏名を公にすると、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

(エ) 「増減差額の内訳表」(5枚目)の「相続開始年月日」欄

当該不開示部分には、調査対象者に係る相続開始年月日が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。

次に法6条2項の部分開示について検討すると、相続開始年月日は極めて例外的な場合を除き被相続人の死亡日であり、一部の関係者には調査対象者を特定されるおそれがあり、その結果、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

ウ 別紙3の番号1③及び番号2⑦「相続税調査処理てん末書」(本件対象文書3の8枚目ないし10枚目及び43枚目ないし45枚目)

当該文書は、部内決裁時に調査結果の内容を簡潔に説明するため作成するものであり、被相続人の略歴及び所得の状況並びに調査経過及び調査結果額等が記載されている。

(ア) 「1 被相続人の略歴等」欄

当該不開示部分には、調査において把握した被相続人の経歴などが記載されており、当該情報は法5条1号本文前段の個人に関する

情報であり、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容から、被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

(イ) 「2 所得の状況」欄（8枚目）、「2 所得の状況（申告）」欄（43枚目）

当該不開示部分には、被相続人の所得状況が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容から、被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

(ウ) 「3 調査経過」欄、「4 調査額について」欄、「5 重加算税について」欄、「6 資料の収集」欄、「7 その他（関連事案・継続管理事案・他部門への連絡）」欄

当該不開示部分には、調査において把握した事実や調査の内容、加算税に関する検討事項、資料の収集状況などの情報が記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

(エ) 相続関係図（10枚目及び45枚目）

当該不開示部分には、被相続人や調査対象者の氏名や住所、続柄、関与税理士の氏名などが記載されており、当該情報は法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

また、記載されている関与税理士の氏名は、上記ア（ウ）と同様に、その氏名を公にすると、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

エ 別紙3の番号1④及び番号2⑧「相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書」（本件対象文書3の11枚目及び46枚目）

当該文書は、相続税実地調査の処理結果について部内決裁を受けるために作成するものである。

(ア) 「氏名」欄のうち「電話」欄（11枚目及び46枚目）

当該不開示部分は空欄であることから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 「住所」・「氏名」・「名簿番号」・「相続開始年月日」・「生年月日」・「職業」・「1 実地調査事績の総括表（円）」・「2 増減財産の内訳（千円）」・「加算税額（千円）」・「3 調査後の特例農地等の価額」欄の各欄、「申告書提出年月日」欄の右上部分

当該不開示部分には、被相続人の住所、氏名、相続開始年月日、生年月日や職業、調査前に申告書等に記載された相続等によって取得した財産額や調査において把握した相続等によって取得した財産の種類や金額などの情報が記載されており、これらの情報は調査対象者や被相続人の個人に関する情報であることから、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分のうち被相続人の住所、氏名、生年月日は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はなく、また、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容や他に開示されている文書の表現と照らし合わせることなどにより、調査対象者や被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

(ウ) 「編てつ番号」・「調査区分」・「処理区分」・「上申の要否」・「見込み総遺産価額」・「選定事由」・「選別索引簿」・「調査区分」・「処理区分」・「調査情報（被相続人）」・「4 調査日数」の各欄

当該不開示部分には、調査における調査区分や処理の内容などの情報が記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確

な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

オ 別紙3の番号1⑤「調査結果の説明書付表（相続税）」及び番号2⑨「相続税調査（処理）事績書（付表）財産明細表」（本件対象文書3の12枚目、13枚目及び47枚目）

当該文書は、調査対象者等に対して調査結果の内容を説明するため、また、部内決裁時に調査結果の内容を説明するため作成するものである。

（ア）「被相続人の氏名」欄（12枚目、13枚目及び47枚目）

当該不開示部分には、被相続人の氏名が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

（イ）その他の部分

当該不開示部分には、調査前に申告書等に記載された相続等によって所得した財産額や調査において把握した相続等によって取得した財産の種類や金額、その財産を取得した者や加算税の種類などの情報が記載されており、これらの情報は調査対象者や被相続人の個人に関する情報であることから、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容から、調査対象者や被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

加えて、当該情報は一体として税務当局の調査の着眼点や調査手法を知る端緒となるものと認められ、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条6号イに該当する。

カ 別紙3の番号1⑥及び番号2⑩「相続税の加算税の賦課決定決議書（決裁用）」（本件対象文書3の14枚目ないし17枚目及び48枚

目ないし55枚目)

当該文書は、国税通則法65条又は66条若しくは68条の規定により相続税の加算税を通知する場合に、当該内容を決議するため作成するものである。

(ア) 「※上申の要否」欄

当該不開示部分には、調査を担当した税務署が管轄の国税局に対する上申の要否が記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

(イ) その他の部分

上記(ア)を除く当該不開示部分には、調査対象者の氏名や住所、賦課決定された加算税の金額や算出過程、賦課決定に係る処分の理由などが記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分のうち調査対象者の住所、氏名、整理番号は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はなく、また、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容や他に開示されている文書の表現と照らし合わせるなどにより、調査対象者が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

キ 別紙3の番号1⑦及び番号2⑪「相続税手続チェックシート(本表)」(本件対象文書3の18枚目、19枚目及び56枚目ないし58枚目)

当該文書は、国税通則法に定める各種調査手続の履行を確認するためのものである。

(ア) 18枚目の「関与税理士」欄の関与税理士名の右側・電話番号の右側、57枚目の「関与税理士」欄の1行目1文字目・1行目3文字目ないし5文字目、1行目8文字目ないし17文字目・1行目18文字目・2行目5文字目ないし6文字目・3行目の管轄署名以外の部分

当該不開示部分は空欄又は既に開示されている部分であることから、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- (イ) 「調査の相手方の氏名・名称」・「住所・居所（所在地）」・「業種又は職業」・「関係人の氏名」・「関係場所」の各欄，18枚目の「関与税理士」欄のうち上記（ア）以外の部分，56枚目の「関与税理士」欄，57枚目の「関与税理士」欄のうち上記（ア）以外の部分

当該不開示部分には，調査対象者や被相続人の氏名，住所や関与税理士の氏名等が記載されており，当該情報は法5条1号本文前段に該当し，同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また，当該不開示部分は個人識別部分に該当することから，法6条2項の部分開示の余地はない。

また，「関与税理士」欄に記載されている情報は，上記ア（ウ）と同様に，その情報を公にすると，当該税理士の権利，競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって，当該不開示部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

- (ウ) 「手続の履行状況」欄

当該不開示部分には，調査担当者による調査対象者に関する事前検討の状況，調査対象者との調整内容，調査結果の検討状況や説明状況が記載されており，これを公にした場合，調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり，納税者のうち一部の者が，今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある。

また，当該不開示部分に記載されている情報は法5条1号本文前段の個人に関する情報であり，同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして，当該不開示部分を公にした場合，個人識別部分を除いたとしても，その具体的な記載内容や他に開示されている文書の表現と照らし合わせるなどにより，調査対象者が特定されるおそれがあることは否定できず，個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから，法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって，当該不開示部分は法5条6号イ及び同条1号に該当する。

- ク 別紙3の番号1⑧及び番号2⑫「相続税手続チェックシート（事前通知用）」（本件対象文書3の20枚目，59枚目及び60枚目）

当該文書は，国税通則法74条の9に規定する事前通知の履行を確認するために作成するものである。

(ア) 「税務代理人」・「調査の相手方」・「調査開始場所」・「(期間)」の各欄

当該不開示部分には、調査対象者や被相続人の氏名、住所や関与税理士の氏名等が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

また、「税務代理人」欄に記載されている関与税理士の氏名は、上記ア(ウ)と同様に、その氏名を公にすると、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

(イ) 「調査の相手方に対する事前通知の省略の適否等(事前通知前の判定)」・「履行確認」の各欄

当該不開示部分には、事前通知の検討の状況や履行状況が記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

ケ 別紙3の番号2②「調査報告書」(本件対象文書3の24枚目ないし32枚目)

当該文書は、調査事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対して質問し、それに対して納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、税務署長に対して報告するため作成するものである。

(ア) 「納税義務者」・「用務」・「調査年月日」・「用務先」・「調査対象者」の各欄

当該不開示部分には、調査対象者や被相続人の氏名、住所や関与税理士の氏名、調査年月日が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

また、記載されている関与税理士の氏名は、上記ア(ウ)と同様に、その氏名を公にすると、当該税理士の権利、競争上の地位その

他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

(イ) 「【報告事項】」以降の不開示部分

当該不開示部分には、国税当局と調査対象者の間における詳細なやり取りや調査時に確認した資料が具体的かつ詳細に記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

また、当該不開示部分に記載されている情報は法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容から、調査対象者が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イ及び同条1号に該当する。

コ 別紙3の番号2③「争点整理表」（本件対象文書3の33枚目、34枚目及び36枚目）

当該文書は、調査において争点となる事実関係が発生した場合など必要に応じて作成され、争点の概要や争点に係る事実関係、調査担当者と納税者側の主張などが記載されている。

(ア) 「納税者名」欄、「関係税目」欄の下1行目

当該不開示部分には、調査対象者や被相続人の氏名、相続開始年月日が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分のうち調査対象者や被相続人の氏名は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はなく、相続開始年月日は極めて例外的な場合を除き被相続人の死亡日であり、一部の関係者には調査対象者を特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

(イ) その他の部分

当該不開示部分には、争点整理表を作成した理由や処理見込み、国税当局の調査で争点となる事実関係についての判断や判断理由、関係法令の条文などが詳細に記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

サ 別紙3の番号2④「事実関係時系列表」（本件対象文書3の35枚目及び37枚目）

当該文書は、争点整理表を作成する際に必要な事実関係が記載されている。

(ア) 「納税者名」欄

当該不開示部分には、調査対象者の氏名が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当する。

(イ) 「年月日」、「事実関係」、「左の事実を示す証拠」欄

当該不開示部分には、調査において把握した事実や調査の内容などが記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

シ 別紙3の番号2⑤「資産税重要事案審議会事績書（相続税）」（本件対象文書3の38枚目ないし40枚目）

当該文書は、重要事案審議会で審議すべき事項、その審議の経過及び審議の結果を記録するため作成するものである。

(ア) 「整理番号等」、「被相続人・受贈者」、「相続・贈与年月日」、「申告年月日」、「主な相続人等」、「関与税理士」、「○調査（課税）事績」の各欄

当該不開示部分には、被相続人の氏名や住所、相続開始年月日、申告年月日、調査対象者の氏名、関与税理士の氏名や調査前に申告

書等に記載された相続等によって取得した財産額や調査において把握した相続等によって取得した財産の種類や金額などの情報などが記載されており、当該不開示部分に記載されている情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、「申告年月日」欄に記載されている申告年月日は、これは被相続人の死亡という事実とあいまって、一定の関係者には調査対象者が特定される手掛かりとなるものであり、その結果、調査対象者が国税当局により調査されていることが明らかになることによって、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえず、「相続・贈与年月日」欄に記載されている相続開始年月日は、極めて例外的な場合を除き被相続人の死亡日であり、一部の関係者には調査対象者を特定されるおそれがあり、その結果、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえない。また、「○調査（課税）事績」欄に記載されている情報は、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容及び他に開示されている文書の表現と照らし合わせるなどにより、調査対象者や被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項の部分開示をすることができない。また、「申告年月日」欄、「相続・贈与年月日」欄及び「○調査（課税）事績」以外の不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

また、「関与税理士」欄に記載されている関与税理士の氏名は、上記ア（ウ）と同様に、その氏名を公にすると、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

(イ) 「付議事項」，「事前通知」，「調査区分」，「調査日数」，「選定事由」，「修正申告しようよう年月日」，「○審議内容」，「○その他参考事項」の各欄

当該不開示部分には、調査における付議内容や調査区分、処理の内容や処理日数などが記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イに該当する。

(ウ) 「○調査経過及び増減の理由(調査額の根拠)」, 「○重加算税を賦課する場合の仮装・隠ぺいの事実」欄

当該不開示部分には、調査において国税当局が把握した事実や調査の内容などが記載されており、これを公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

また、当該不開示部分に記載されている情報は法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。そして、当該不開示部分を公にした場合、個人識別部分を除いたとしても、その具体的な記載内容から、調査対象者が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は法5条6号イ及び同条1号に該当する。

ス 別紙2の番号1①及び番号2①「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」(本件対象文書1の1枚目、2枚目、120枚目及び121枚目)

当該文書は、調査をする必要がある事案について署内資料の収集及び署外資料の収集事績を明らかにするために使用するものである。

(ア) 「被相続人の氏名」欄

当該不開示部分には被相続人の氏名・名簿番号が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当する。

(イ) 「2. 署外簿書等の調査」の「調査(照会)内容」・「調査(照会)先・銘柄」・「調査(照会)年月日」・「回答等年月日」欄・決裁欄の右側部分

当該不開示部分には、実施する調査の内容、調査先、照会を実施した日付、回答があった日付、当該照会を行うことを決裁する際の起案内容が記載されており、これを公にした場合、調査手法の情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税

務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当する。

セ 別紙2の番号1②及び番号2②「資産課税調査事績整理票」（本件対象文書1の3枚目ないし119枚目及び122枚目ないし349枚目）

当該文書は，調査対象者や反面調査先に臨場した場合などに，調査場所や調査先において確認した事項，その後調査すべき事項を記載し，調査担当者が調査事案の内容を整理するために作成するものである。

(ア) 「(調査先)」欄，右上の日付，「1 非違事項」欄，「2 今後調査を要する事項(指示事項を含む)」欄，「4 調査の概要」欄

当該不開示部分には，具体的な調査先の名称や調査した内容，調査対象者との応接内容や調査において把握した事項などが記載されており，当該情報は法5条1号本文前段に該当し，同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また，当該不開示部分に記載されている情報は，個人識別部分を除いたとしても，他の情報と照らし合わせるなどにより，調査対象者や被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず，個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから，法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

また，当該不開示部分を公にした場合，調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり，納税者のうち一部の者が，今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり，税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって，当該部分は法5条1号及び同条6号イに該当する。

(イ) 「3 面接者」欄

当該不開示部分には，調査対象者の氏名や関与税理士名，調査先の面接者の氏名が記載されており，当該情報は法5条1号本文前段に該当し，同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また，当該不開示部分は個人識別部分に該当することから，法6条2項の部分開示の余地はない。

また，当該不開示部分に記載されている関与税理士名は，税理士

にとって、その氏名を公にされると、税務調査の対象となっている個人の税務申告に關与したことが明らかになり、当該税務申告につき、不正行為に積極的に加担したかのような誤解を受けるなど、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがある。

したがって、当該部分は法5条1号及び同条2号イに該当する。

(ウ) 「4 調査の概要」欄及び欄外に記載されている被相続人の氏名
当該不開示部分には、被相続人の氏名が記載されており、当該情報は法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項の部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当する。

(エ) 資産課税調査事績整理票に付属する文書

当該不開示部分には、調査先において収集した資料や調査担当者が調査時に面接者から聴き取った事項や確認した事項などの情報が記載されており、当該情報は法5条1号に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情も存在しない。また、当該不開示部分に記載されている情報は、個人識別部分を除いたとしても、他の情報と照らし合わせるなどにより、調査対象者や被相続人が特定されるおそれがあることは否定できず、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

また、当該不開示部分を公にした場合、調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、納税者のうち一部の者が、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該部分は法5条1号及び同条6号イに該当する。

(5) 結論

以上のことから、原処分1に関し、本件対象文書1以外の文書は処分庁において作成しておらず、保有しているとは認められない。

また、原処分2及び原処分3について不開示とした部分のうち、上記(4)エ(ア)及びキ(ア)の部分は開示することが相当であるが、その他の部分については、法5条1号、同条2号イ及び同条6号イの不開示情報に該当する。

2 補充理由説明書(原処分1及び原処分2)

提出した理由説明書1(上記1を指す。)の記載について、次のとおり

訂正します。

(1) 訂正箇所

「(4) 本件対象文書3及び本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について」のキ(ウ)の表題

(2) 訂正内容

ア 訂正前

(ウ)「手続の履行状況」欄

イ 訂正後

(ウ)「手続の履行状況」欄及び「日付」欄

3 理由説明書2(原処分3)

(1) 本件審査請求について

法3条の規定に基づく「特定税務署長が平成30年4月に実施した相続税に関する税務調査の全内容」との開示請求に対し、処分庁は、令和元年9月2日付特定記号第8001号により、そのうち「調査事績整理票」を不存在とする不開示決定(原処分1)を行った。

その後、本件審査請求人より、上記不開示決定(原処分1)の取消しを求める審査請求(令和2年2月25日付令和2年(行情)諮問第90号)がなされたことを受け、不存在とした文書を処分庁において改めて確認し、処分庁は、令和2年2月21日付特定記号第8001号により「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」及び「資産課税調査事績整理票」(本件対象文書1)の一部開示決定(原処分3)を行った。

本件審査請求は、処分庁が令和2年2月21日付で追加で行った原処分3について、その取消しを求めるものである。

(2) 本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書1に記載されている情報は、いずれも全体として調査対象者に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号本文前段に該当する。

以上を前提として、原処分3により一部開示とした各文書(本件対象文書1)について、不開示部分の不開示情報該当性を以下検討する。

ア 署内資料及び署外資料の調査事績整理表(別紙2の番号1①及び番号2①)

上記1(4)スに同旨。

イ 資産課税調査事績整理票(別紙2の番号1②及び番号2②)

上記1(4)セに同旨。

(3) 結論

以上のことから、原処分3において不開示とした部分については、法5条1号、同条2号イ及び同条6号イの不開示情報に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月25日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第90号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1を收受（同上）
- ③ 同年3月12日 審議（同上）
- ④ 同年4月1日 審査請求人から意見書1及び資料を收受（同上）
- ⑤ 同年5月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同年6月29日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第341号）
- ⑦ 同日 諮問庁から理由説明書2を收受（同上）
- ⑧ 同年7月16日 審議（同上）
- ⑨ 同年8月4日 審査請求人から意見書2を收受（同上）
- ⑩ 令和4年3月3日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書1及び本件対象文書3の見分並びに審議（令和2年（行情）諮問第90号及び同第341号）
- ⑪ 同月17日 令和2年（行情）諮問第90号及び同第341号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、別紙1に掲げる各文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書及び本件対象文書2について、これを作成・保有していないとして不開示とする原処分1を行い、本件対象文書3については、法5条1号及び6号イに該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人が、原処分1に対しては文書の不存在を、原処分2に対しては不開示部分の不開示情報該当性を争う趣旨と解される各審査請求を行ったところ、処分庁は、原処分1に関し、本件請求文書に該当する文書として、改めて本件対象文書1を特定し、そのうち法5条1号、2号イ及び6号イに該当する部分を不開示とする原処分3を行った。

審査請求人が、さらに、原処分3に係る不開示部分の不開示情報該当性を争う趣旨と解される審査請求を行ったところ、諮問庁は、原処分1及び原処分3に関しては、本件対象文書1以外の文書は保有していないとして、本件対象文書1を特定し、本件対象文書2を保有していないとしたことは妥当であるとし、また、本件対象文書1のうち不開示とした

部分については、一部の不開示理由に法5条1号及び6号イを追加等した上で妥当とし、さらに、原処分2に関しては、本件対象文書3のうち不開示とした部分について、別紙4に掲げる部分を新たに開示するが、その余の不開示部分（以下、本件対象文書1の不開示部分と併せて「本件不開示維持部分」（別紙5に掲げる部分）という。）については、一部の不開示理由に同条1号、2号イ及び6号イを追加等した上で、なお不開示とすべきとしている。

これらの経緯を踏まえると、原処分1に対する本件請求文書の不存在に係る争点は、原処分3を経て、本件対象文書1の特定に係る争点として残存しているものと解されることから、以下、本件対象文書1及び本件対象文書3の見分結果を踏まえ、本件対象文書1の特定の妥当性、本件対象文書2の保有の有無及び本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、当審査会において、令和2年（行情）諮問第90号に係る諮問書に添付された行政文書開示決定通知書を確認したところ、別添の「不開示とした部分とその理由」の「○調査結果の説明書（相続税）」欄の「不開示とした部分」について、「○4ページ目の「3 税額等に関する事項」欄の「区分」欄の一部及び「更正又は決定をすべきと認めた理由」欄の一部及び「4 加算税に関する事項」欄の「賦課決定をすべきと認めた理由」欄」と記載されているが（別紙5の一連番号5に掲げる部分）、本件対象文書3を確認したところ、同文書4枚目の「4 加算税に関する事項」欄には「更正又は決定をすべきと認めた理由」と記載されていることが認められる。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」における項目の記載誤りであり、正しくは「更正又は決定をすべきと認めた理由」であるとのことであった。

本件対象文書3の4枚目の「4 加算税に関する事項」欄の項目には「更正又は決定をすべきと認めた理由」欄の項目しか存在しないことが明白であるので、行政文書開示決定通知書における当該部分の記載は、諮問庁の上記説明のとおり、項目の誤記とみることが自然であり、原処分においては、本件対象文書3の4枚目の「4 加算税に関する事項」欄の「更正又は決定をすべきと認めた理由」欄が不開示とされたものと解することができる。

したがって、当該不開示部分については、「4 加算税に関する事項」欄の「更正又は決定をすべきと認めた理由」欄の不開示部分について、その不開示情報該当性を検討するものとする。

2 本件対象文書1の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、上記第3の1(3)の説明に加え、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書である「調査事績整理票」に該当する文書として、処分庁が特定した本件対象文書1の「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」は、相続税の調査過程において署内及び署外で行った調査事績等を記載した文書であり、「資産課税調査事績整理票」は、相続税調査の準備段階に関する資料、調査過程での経過状況等を記載した資料及び反面調査により収集した資料である。

イ 本件対象文書1の「資産課税調査事績整理票」の調査記録は、調査において検討、確認した事項等を記載し、調査事案の管理や調査の内容を記録として残しておくことを目的として作成する本件対象文書3の「調査経過記録書」に記載されており、また、「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」の「被相続人の氏名」欄には本件調査における被相続人の氏名及び名簿番号が記載されていることからすれば、本件対象文書1は本件請求文書の「調査事績整理票」に該当することが認められ、その外に本件請求文書に該当する文書を作成しておらず、保有していない。

ウ 念のため、特定税務署において、資産課税部門の書庫等を再度探索したが、本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件対象文書1及び本件対象文書3を見分したところ、本件対象文書1の「資産課税調査事績整理票」に記載された調査先及び調査の概要の一部が、本件対象文書3の「調査経過記録書」に記載されるなど、諮問庁の上記(1)イの説明のとおり、本件対象文書1の「資産課税調査事績整理票」の記載内容は、本件対象文書3の「調査経過記録書」に記載されており、また「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」の「被相続人の氏名」欄には上記(1)イの説明のとおり、本件対象文書3に記載されている各被相続人の氏名及び名簿番号が記載されていることが認められ、本件対象文書1はいずれも本件請求文書に該当する文書であると認められる。

その外に、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認められず、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分とはいえないことからすれば、その外に該当文書は作成しておらず、保有していないとする諮問庁の上記(1)イの説明を覆すに足りる事情は認められない。

(3) よって、特定税務署において、本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず、本件対象文書1を特定したことは妥当である。

3 本件対象文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、上記第3の1(3)の説明に加え、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書2については、次のとおり、該当する文書を作成しておらず、保有していない。

(ア) 「質問応答記録書」は、調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等の質問応答形式等で作成する行政文書である。本件では、処分庁の担当職員が納税義務者等に対し質問調査を実施しているが、その内容は、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項に係る事実とは認められず、「質問応答記録書」は必要なかったことから、本件調査においては作成されていない。

(イ) 「相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書」は、同一の被相続人から相続等によって財産を取得した者の全部又は一部について、課税価格又は相続税額の更正又は決定をする必要がある場合に、被相続人ごとに作成して、その被相続人から相続等によって財産を取得した者に係る更正決定等及び加算税の賦課決定の決裁を受けるために作成するものである。本件では、相続税の修正申告書が提出されたことが認められ、「相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書」は必要なかったことから、本件調査においては作成されていない。

(ウ) 「調査手続チェックシート(本表)(相続税連記式)」は、相続税の調査において、「調査手続チェックシート(本表)」を作成していない納税義務者が、他の納税義務者の調査の結果、更正決定等をすべきと認められることとなった場合に、「調査手続チェックシート(本表)」に替えて作成するものである。本件では、本件調査対象者以外の者について更正決定すべきとは認められず、「調査手続チェックシート(本表)(相続税連記式)」は必要なかったため、本件調査においては作成されていない。

(エ) 「調査手続チェックシート(反面調査用)」は、官公署及び金融機関以外の反面調査を実施する場合に、手続の履行状況を確認するために作成するものである。本件では、官公署及び金融機関以外の反面調査はしていなかったことが認められ、「調査手続チェックシート(反面調査用)」は必要なかったため、本件調査においては作成されていない。

(オ) 「再調査の適否検討表」は、調査を実施するに当たって、当該調

査が再調査に該当しないか検討して、再調査に該当する場合は、当該様式を使用して再調査を実施することが適当であるか検討し、その検討結果として再調査をするか否かを判断するために作成するものである。本件では、本件調査は再調査に該当するとは認められず、「調査手続チェックシート（本表）」は必要なかったため、本件調査においては作成されていない。

イ 念のため、特定税務署において、資産課税部門の書庫等を再度探索したが、本件対象文書2に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた執務の参考資料である平成25年6月26日付け「質問応答記録書及び調査報告書の制定について（指示）」及び資産税事務を適正、円滑に運営するための具体的な実施手続を定めた資産税事務提要进行を確認したところ、本件対象文書2の作成目的等は、上記(1)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

また、当審査会において、本件対象文書3を見分したところ、本件対象文書3には、本件対象文書2に該当する文書を作成したことがうかがえる記載は認められない。

(3) そうすると、諮問庁の上記第3の1(3)及び上記(1)ア及びイの説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記(1)イの探索の範囲等も不十分とはいえない。

(4) よって、特定税務署において、本件対象文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

4 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書1及び本件対象文書3を見分したところ、当該文書は、相続税に関する調査の事案ごとに取りまとめられた文書であり、特定の被相続人の財産について調査した内容等が記載されていることが認められる。

以下、別紙2（本件対象文書1）及び別紙3（本件対象文書3）の文書ごとに、別紙5の本件不開示維持部分の不開示情報該当性を検討する。

(2) 別紙3の番号1①及び番号2①「調査経過記録書」（別紙5の一連番号1ないし3及び23ないし28に掲げる部分）

当該文書は、本件税務調査における調査事項、応接事項等を時系列に従って記載する文書であると認められる。

そして、不開示維持部分は、「○ 指令日数」欄下部の括弧内、「調査事項・応接状況等」欄、「年月日（手続名）」欄及び「方法・場所（応接者）」欄の一部であることが認められる。

ア 別紙5の一連番号23及び26に掲げる部分

当該部分には、特定の相続税調査における被相続人の氏名、調査の

相手方の氏名及び反面調査先の応接者名等が記載されていることが認められる。

当該部分は、それぞれ法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分はいずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められ、一連番号26に掲げる部分は同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号2及び27に掲げる部分

当該部分には、関与税理士の氏名等が記載されていることが認められる。

関与税理士については、税理士にとって、その氏名等を公にされると、税務調査の対象となっている個人の税務申告等に関与したことが明らかになり、当該税務申告等につき、不正行為に積極的に加担したかのような誤解を受けるなど、当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、同条1号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙5の一連番号1, 3, 24, 25及び28に掲げる部分

当該部分には、調査手続等が行われた年月日、当該調査手続等の名称、調査方法及び調査場所のほか、調査の相手方との応接内容、調査によって把握した事項及び実施した調査事項等が具体的に記載されていることが認められる。

そこで検討すると、不開示部分を公にした場合、国税当局の調査の着眼点や調査手法の一部が明らかとなり、一部の納税者においては、これらを知ることによって、今後の自らに対する税務調査への対策を講じ、不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙3の番号1②及び番号2⑥「調査結果の説明書(相続税)」(別紙5の一連番号4ないし7及び40ないし42に掲げる部分)

当該文書は、特定の被相続人について行われた調査の結果がまとめられたものであり、調査担当者が調査対象者である相続人にその内容を適切に説明するために作成し、使用するものであることが認められる。

そして、不開示維持部分は、「被相続人氏名」欄、「1 更正又は決定をすべきと認めた理由」欄、「2 課税標準等に関する事項」の「説明価額」又は「説明額」欄、「3 税額等に関する事項」の「相続人氏名」欄、「区分」欄、「説明税額」又は「説明額」欄及び「更正又は決定をすべきと認めた理由」欄、「4 加算税に関する事項」欄並びに別紙の「被相続人」欄、「関与税理士」欄、「相続開始年月日」欄及び「増減差額の内訳表」又は「増減差額内訳表」等の一部であることが認められる。

そこで検討すると、当該文書は、被相続人の氏名が記載されていることから、それぞれ全体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情は存しない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該不開示部分のうち被相続人の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分は、公にすると、一定の関係者には、被相続人を特定する手掛かりとなり、その結果、同人の相続財産について国税当局により調査されたことが明らかになることとなつて、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙3の番号1③及び番号2⑦「相続税調査処理てん末書」（別紙5の一連番号8ないし10及び43ないし46に掲げる部分）

当該文書は、調査結果の内容を統括官等に簡潔に説明するために作成するものであり、被相続人の略歴及び所得の状況並びに調査経過等が記載されていることが認められる。

ア 別紙5の一連番号8，10，43及び46に掲げる部分

当該部分には、被相続人の氏名、住所、生年月日、略歴、所得の状況、家族関係及び関与税理士名等が詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、被相続人の氏名等が記載されていることから、それぞれ全体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち被相続人の氏名、住所、生年月日等は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、関与税理士名も含め、公にすると、上記(3)と同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、一連番号10に掲げる部分のうち関与税理士名が記載された部分は同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号9、44及び45に掲げる部分

当該部分には、調査の内容が詳細に記載されているほか、調査によって把握した事項や実施した調査事項等について具体的に記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別紙3の番号1④及び番号2⑧「相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書」(別紙5の一連番号11、12、47及び48に掲げる部分)

当該文書は、相続税の実地調査の処理結果について部内決裁を受けるために作成するものであることが認められる。

ア 別紙5の一連番号11及び47に掲げる部分

当該部分には、被相続人の氏名、住所、職業、生年月日、相続開始年月日、調査によって把握した相続財産の価額等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、被相続人の氏名と一体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち被相続人の氏名、住所、職業及び生年月日等は、いずれも個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分は、上記(3)と同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはで

きない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙5の一連番号12及び48に掲げる部分

当該部分には、調査における調査区分や処理の内容等の情報が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該不開示部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別紙3の番号1⑤「調査結果の説明書付表(相続税)」及び番号2⑨「相続税調査(処理)事績書(付表)財産明細表」(別紙5の一連番号13, 14, 49及び50)

当該文書は、調査対象者に対して調査結果の内容を説明するため、また、部内において調査結果の内容を説明するため作成するものであることが認められる。

そして、不開示維持部分は、「被相続人の氏名」欄のほか、表の各欄の記載、具体的には、同人の財産及び価額並びにその調査結果等の部分であることが認められる。

そこで検討すると、当該文書は、被相続人の氏名が記載されていることから、それぞれ全体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情は存しない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち被相続人の氏名は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。また、その余の部分は、上記(3)と同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、一連番号14及び50に掲げる部分は同条6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 別紙3の番号1⑥及び番号2⑩「相続税の加算税の賦課決定決議書(決裁用)」(別紙5の一連番号15, 16, 51及び52に掲げる部分)

当該文書は、相続税の加算税を調査対象者宛てに通知する場合に、当該内容を決議するため作成するものであることが認められる。

ア 別紙5の一連番号15及び51に掲げる部分

当該部分には、管轄の国税局に対する上申の要否が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号16及び52に掲げる部分

当該不開示部分には、調査対象者の氏名及び住所、賦課決定された加算税の金額及び算出過程並びに賦課決定に係る処分の理由等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、調査対象者の氏名等が記載されていることから、それぞれ全体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち調査対象者の氏名及び住所等は、いずれも個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分は、公にすると、その具体的な記載内容から、一定の関係者において、調査対象者を特定する手掛かりとなり得るものであり、同人が国税当局により調査されたことが明らかになることとなつて、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(8) 別紙3の番号1⑦及び番号2⑪「調査手続チェックシート(本表)」
(別紙5の一連番号17ないし19及び53ないし59に掲げる部分)

当該文書は、相続税の調査手続の履行を確認するために作成するものであることが認められる。

ア 別紙5の一連番号17、53及び56に掲げる部分

当該部分には、調査対象者の氏名、住所、電話番号及び職業、関係者の氏名並びに関係場所等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、調査対象者の氏名と一体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イない

シハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち調査対象者の氏名、住所、電話番号及び職業は、いずれも個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分は、上記(7)イと同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙5の一連番号18、54及び57に掲げる部分

当該部分には、関与税理士の氏名及び権限の内容等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、当該税理士が税務調査の対象となっている個人の税務申告等に関与したこと及びその内容が明らかになり、上記(2)イと同様のおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙5の一連番号19、55、58及び59に掲げる部分

当該部分には、調査担当者による調査対象者に関する事前検討の状況、調査対象者との調整内容、調査結果の検討状況や説明状況等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 別紙3の番号1⑧及び番号2⑫「調査手続チェックシート(事前通知用)」(別紙5の一連番号20ないし22及び60ないし62に掲げる部分)

当該文書は、相続税調査の事前通知の履行を確認するために作成するものであることが認められる。

ア 別紙5の一連番号20及び60に掲げる部分

当該部分には、調査対象者の氏名及び住所、調査開始場所並びに被相続人の氏名が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、調査対象者の氏名と一体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イない

しハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち調査対象者の氏名及び住所は、いずれも個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、上記(7)イと同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号21及び61に掲げる部分

当該部分には、関与税理士の氏名が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、関与税理士の氏名については、上記(2)イと同様の理由により、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙5の一連番号22及び62に掲げる部分

当該部分には、事前通知の検討の状況や履行状況が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 別紙2の番号2②「資産課税調査事績整理票(調査報告書)」及び別紙3の番号2②「調査報告書」(別紙5の一連番号29, 30, 76及び77に掲げる部分)

当該文書は、調査の過程における納税義務者等との質問応答内容を税務署長に対して報告するためのものであり、調査担当者が納税義務者に対する税務調査の一環として聴取・確認した内容等が詳細に記載されていることが認められる。

ア 別紙5の一連番号29及び76に掲げる部分

当該部分には、調査対象者の氏名及び住所のほか、被相続人及び関与税理士の氏名、調査年月日並びに調査場所等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、調査対象者の氏名と一体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イない

しハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち調査対象者の氏名及び住所は、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、上記(7)イと同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、一連番号29に掲げる部分のうち関与税理士名が記載された部分は同条2号イについて判断するまでもなく、また、一連番号76に掲げる部分については同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号30及び77に掲げる部分

当該部分には、国税当局と調査対象者の間におけるやり取りや調査時に確認した資料が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(11) 別紙3の番号2③「争点整理表」(別紙5の一連番号31及び32に掲げる部分)

当該文書は、調査において争点となる事実関係が発生した場合に作成されるものであり、争点の概要や争点に係る事実関係、調査担当者と納税者側の主張等が記載されていることが認められる。

ア 別紙5の一連番号31に掲げる部分

当該部分には、調査対象者及び被相続人の氏名並びに相続開始年月日等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、調査対象者の氏名と一体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち調査対象者の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分は、上記(7)イと同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号32に掲げる部分

当該部分には、争点整理表を作成した理由や処理見込み、国税当局の調査で争点となる事実関係についての判断や判断理由、関係法令の条文等が詳細に記載されており、また、国税当局と調査対象者の間におけるやり取りや調査時に確認した資料が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(12) 別紙3の番号2④「事実関係時系列表」(別紙5の一連番号33及び34に掲げる部分)

当該文書には、争点整理表を作成する際に必要な事実関係が記載されていることが認められる。

ア 別紙5の一連番号33に掲げる部分

当該部分には、調査対象者の氏名が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号34に掲げる部分

当該部分には、調査において把握した事実や調査の内容等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(13) 別紙3の番号2⑤「資産税重要事案審議会事績書(相続税)」(別紙5の一連番号35ないし39に掲げる部分)

当該文書は、重要事案審議会で審議すべき事項、その審議の経過及び審議の結果を記録するために作成するものであると認められる。

ア 別紙5の一連番号35及び38に掲げる部分

当該部分には、被相続人の氏名、生年月日、職業及び住所、整理番号、相続開始年月日、申告年月日、調査対象者の氏名及び職業、調査前の相続財産額並びに調査において把握した相続財産の種類及び金額等の情報が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、被相続人の氏名と一体として、同人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち被相続人の氏名、生年月日、職業及び住所等は、いずれも個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分は、上記(3)と同様の理由により、同人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、これを部分開示することはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号36に掲げる部分

当該部分には、関与税理士の氏名が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、関与税理士の氏名については、上記(2)イと同様の理由により、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙5の一連番号37及び39に掲げる部分

当該部分には、調査における付議内容、調査区分、処理の内容及び処理日数、調査において国税当局が把握した事実及び調査の内容並びに審議における当事者の意見等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥

当である。

- (14) 別紙2の番号1①及び番号2①「署内資料及び署外資料の調査事績整理表」(別紙5の一連番号63ないし66及び72ないし75に掲げる部分)

当該文書は、調査をする必要がある事案について署内資料の収集及び署外資料の収集事績を明らかにするために使用するものであることが認められる。

- ア 別紙5の一連番号64及び73に掲げる部分

当該部分には、被相続人の氏名及び名簿番号が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、名簿番号は国税当局が納税者情報を管理するため相続開始年分ごとかつ被相続人ごとに個別に付番した番号とのことであるので、当該部分はいずれも個人識別部分と認められ、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

- イ 別紙5の一連番号63, 65, 66, 72, 74及び75に掲げる部分

当該部分には、実施する調査の内容、調査先、照会を実施した日付、回答があった日付及び当該照会を行うことを決裁する際の起案内容が記載されており、調査において把握した事実や調査の内容等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (15) 別紙2の番号1②及び番号2③「資産課税調査事績整理票」(別紙5の一連番号67ないし71及び78ないし85に掲げる部分)

当該文書は、調査担当者が調査過程での経過状況等を記載した資料及び反面調査により収集した資料であることが認められる。

- ア 別紙5の一連番号68, 82及び85に掲げる部分

当該部分には、被相続人の氏名、調査対象者の氏名及び調査先の面

接者名等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分は、それぞれ法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分はいずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙5の一連番号69及び83に掲げる部分

当該欄の不開示部分には、関与税理士の氏名等が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、関与税理士の氏名等については、上記(2)イと同様の理由により、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙5の一連番号67, 70, 71, 78ないし81及び84に掲げる部分

当該部分には、具体的な調査先の名称、調査した内容、調査対象者との応接内容、調査において把握した事項及び調査先において収集した資料等の情報が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、当該部分を公にした場合、国税当局の調査手法や着眼点などの情報が明らかとなり、上記(2)ウと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(2)において、原処分2に係る不開示の理由があいまいであり、具体的不開示情報該当性の説明となっていない旨主張するが、原処分2に係る行政文書開示決定通知書の記載は、不開示とした理由を了知し得る程度には示されていると認められ、原処分の理由提示に不備があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とし、

本件対象文書3につき、その一部を同条1号及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、本件請求文書につき、特定税務署において、本件対象文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を特定したことは妥当であり、本件対象文書2につき、特定税務署において本件対象文書2を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であり、本件対象文書1及び本件対象文書3につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 1

特定税務署長が税務署員に作成させた平成30年4月中に着手した相続税に関する税務調査に係る下記文書。

- (1) 調査事績整理票（本件請求文書）
- (2) 調査経過記録書
- (3) 調査報告書
- (4) 質問応答記録書（本件対象文書2）
- (5) 争点整理票
- (6) 重要事案審議会事績書
- (7) 調査結果の説明書
- (8) 調査てん末書
- (9) 相続税実地調査・実調以外の調査・行政指導事績書兼非課税・申告是認決議書
- (10) 相続税調査（処理）事績書（付表）財産明細表
- (11) 相続税更正・決定決議書及び加算税の賦課決定決議書（本件対象文書2）
- (12) 相続税の加算税の賦課決定決議書（決済用）
- (13) 調査手続チェックシート（本表）
- (14) 調査手続チェックシート（本表）（相続税連記式）（本件対象文書2）
- (15) 調査手続チェックシート（事前通知用）
- (16) 調査手続チェックシート（反面調査用）（本件対象文書2）
- (17) 再調査の適否検討表（本件対象文書2）
- (18) 上記各文書に付属し本文と一体となる添付資料

別紙 2

原処分 3 により，一部開示された文書（本件対象文書 1）

枚目	番号	行政文書の名称
1 枚目及び 2 枚目	1 ①	署内資料及び署外資料の調査事績整理表
3 枚目ないし 1 1 9 枚目	1 ②	資産課税調査事績整理票
1 2 0 枚目及び 1 2 1 枚目	2 ①	署内資料及び署外資料の調査事績整理表
1 2 2 枚目ないし 1 3 1 枚目	2 ②	資産課税調査事績整理票（調査報告書）
1 3 2 枚目ないし 3 4 9 枚目	2 ③	資産課税調査事績整理票

（注）番号欄の「1」及び「2」は，2 件の相続税に関する税務調査のうち，いずれの案件に関する文書であるかを示す。

別紙 3

原処分 2 により一部開示された文書（本件対象文書 3）

枚目	番号	行政文書の名称
1 枚目及び 2 枚目	1 ①	調査経過記録書
3 枚目ないし 7 枚目	1 ②	調査結果の説明書（相続税）
8 枚目ないし 10 枚目	1 ③	相続税調査処理てん末書
11 枚目	1 ④	相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書
12 枚目及び 13 枚目	1 ⑤	調査結果の説明書付表（相続税）
14 枚目ないし 17 枚目	1 ⑥	相続税の加算税の賦課決定決議書（決裁用）
18 枚目及び 19 枚目	1 ⑦	調査手続チェックシート（本表）
20 枚目	1 ⑧	調査手続チェックシート（事前通知用）
21 枚目ないし 23 枚目	2 ①	調査経過記録書
24 枚目ないし 32 枚目	2 ②	調査報告書
33 枚目, 34 枚目及び 36 枚目	2 ③	争点整理表
35 枚目及び 37 枚目	2 ④	事実関係時系列表
38 枚目ないし 40 枚目	2 ⑤	資産税重要事案審議会事績書（相続税）
41 枚目及び 42 枚目	2 ⑥	調査結果の説明書（相続税）
43 枚目ないし 45 枚目	2 ⑦	相続税調査処理てん末書
46 枚目	2 ⑧	相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書
47 枚目	2 ⑨	相続税調査（処理）事績書（付表）財産明細表
48 枚目ないし 55 枚目	2 ⑩	相続税の加算税の賦課決定決議書（決裁用）
56 枚目ないし 58 枚目	2 ⑪	調査手続チェックシート（本表）
59 枚目及び 60 枚目	2 ⑫	調査手続チェックシート（事前通知用）

（注）番号欄の「1」及び「2」は、2 件の相続税に関する税務調査のうち、いずれの案件に関する文書であることを示す。

別紙 4（諮問庁が本件対象文書 3 のうち開示することが相当とする部分）

枚目	行政文書の名称	開示することが相当とする部分
1 1 枚目	相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書	「氏名」欄のうち「電話」欄
1 8 枚目	調査手続チェックシート（本表）	「関与税理士」欄の ・ 関与税理士名の右側 ・ 電話番号の右側
4 6 枚目	相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書	「氏名」欄のうち「電話」欄
5 7 枚目	調査手続チェックシート（本表）	「関与税理士」欄の ・ 1 行目 1 文字目 ・ 1 行目 3 文字目ないし 5 文字目 ・ 1 行目 8 文字目ないし 1 7 文字目 ・ 1 行目 1 8 文字目 ・ 2 行目 5 文字目ないし 6 文字目 ・ 3 行目の管轄署名以外の部分

別紙 5（本件不開示維持部分）

1 本件対象文書 3

枚目	一連 番号	行政文書 の名称	不開示維持部分	原処分の 不開示理 由（法 5 条）	諮問庁が 主張する 不開示理 由（法 5 条）
1 枚目及び 2 枚目	1	調査経過 記録書	「方法・場所（応 接者）」欄のうち 調査の方法が記載 された部分	6号イ	1号 6号イ
	2		「方法・場所（応 接者）」欄のうち 関与税理士が記載 された部分	1号	1号 2号イ 6号イ
	3		「調査事項・応接 状況等」欄の不開 示部分	6号イ	1号 6号イ
3 枚目及び 4 枚目	4	調査結果 の説明書 （相続税 ）	「被相続人氏名」 欄	1号	1号
	5		「1 更正又は決 定をすべきと認め た理由」欄，「2 課税標準等に関す る事項」欄，「3 税額等に関する事 項」欄及び「4 加算税に関する事 項」欄の不開示部 分	「3 税 額等に関 する事項 」欄の区 分」欄及 び「更正 又は決定 をすべき と認めた 理由」欄 並びに「 4 加算 税に関す る事項」 欄の「賦 課決定を	1号 6号イ

				すべきと認められた理由」欄は6号イ その余は1号	
5枚目	6		「増減差額の内訳表」の不開示部分	1号	1号 6号イ 「関与税理士」欄は更に2号イ
6枚目及び7枚目	7		全て	1号	1号 6号イ
8枚目	8	相続税調査処理てん末書	「1 被相続人の略歴等」欄及び「2 所得の状況」欄	1号	1号
9枚目	9		「3 調査経過」欄、「4 調査額について」欄、「5 重加算税について」欄、「6 資料の収集」欄及び「7 その他（関連事案・継続管理事案・他部門への連絡）」欄の不開示部分	6号イ	1号 6号イ
10枚目	10		「相続関係図」の不開示部分	1号	1号 関与税理士名が記載された部分は更に2号イ

1 1 枚目	1 1	相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書	「住所」欄，「氏名」欄（別紙4に掲げる部分を除く。），「生年月日」欄，「職業」欄，「名簿番号」欄，「相続開始年月日」欄，「1 実地調査事績の総括表（円）」欄，「2 増減財産の内訳（千円）」欄，「加算税額（千円）」欄，「3 調査後の特例農地等の価額」欄及び「申告書提出年月日」欄の右上の開示部分	1号	1号
	1 2		「編てつ番号」欄，「調査区分」欄，「処理区分」欄，「上申の要否」欄，「見込総遺産価額」欄，「選定事由」欄，「選別索引簿」欄，「調査担当」欄，「処理区分」欄，「調査情報（被相続人）」欄及び「4 調査日数」欄の開示部分	「編てつ番号」欄及び「見込総遺産価額」欄は1号 その余は6号イ	1号 6号イ
1 2 枚目及び1 3 枚目	1 3	調査結果の説明書	「被相続人の氏名」欄	1号	1号

	14	付表（相続税）	一連番号13の部分を除く不開示部分	「調査結果の説明書付表（相続税）」の右側部分は6号イ その余は1号	1号 6号イ
14枚目ないし17枚目	15	相続税の加算税の	「※上申の要否」欄	6号イ	1号 6号イ
	16	賦課決定決議書（決裁用）	一連番号15の部分を除く不開示部分	1号	1号
18枚目	17	調査手続チェックシート（本表）	「調査の相手方の氏名・名称」欄， 「住所・居所（所在地）」欄及び「業種又は職業」欄の不開示部分	1号	1号
	18		「関与税理士」欄の不開示部分（別紙4に掲げる部分を除く。）	1号	1号 2号イ
18枚目及び19枚目	19		「手続の履行状況」欄の不開示部分	「再調査の確認」欄は6号イ その余は1号	1号 6号イ
20枚目	20	調査手続チェックシート（事前通知用）	「通知事項・内容」欄のうち「調査の相手方」欄，「調査開始場所」欄及び「（期間）」欄の不開示部分	1号	1号
	21		「税務代理人」欄	1号	1号

			の関与税理士の氏名が記載された部分		2号イ
	22		「調査の相手方に対する事前通知の省略の適否等（事前通知前の判定）」欄及び「履行確認」欄の不開示部分	「調査の相手方に対する事前通知の省略の適否等（事前通知前の判定）」欄は1号 「履行確認」欄は6号イ	1号 6号イ
21枚目	23	調査経過記録書	「○ 指令日数」欄の下の不開示部分	1号	1号
21枚目ないし23枚目	24		「年月日（手続名）」欄の不開示部分	6号イ	1号 6号イ
	25		「方法・場所（応接者）」欄のうち一連番号26及び27の部分を除く不開示部分	1号	1号 6号イ
	26		「方法・場所（応接者）」欄のうち調査対象者及び反面調査先の応接者が記載された部分	1号	1号 6号イ
	27		「方法・場所（応接者）」欄のうち関与税理士が記載された部分	1号	1号 2号イ 6号イ
	28		「調査事項・応接	6号イ	1号

			状況等」欄の不 開示部分		6号イ
24枚目	29	調査報告書	「納税義務者」欄，「用務」欄，「調査年月日」欄，「用務先」欄及び「調査対象者」欄	1号 6号イ	1号 関与税理士名が記載された部分は更に2号イ
24枚目ないし32枚目	30		「【報告事項】」以降の不 開示部分	1号 6号イ	1号 6号イ
33枚目， 34枚目及 び36枚目	31	争点整理表	「納税者名」欄及び「関係税目」欄	1号	1号 6号イ
	32		一連番号31の部分を除く不 開示部分	「処理見込」欄及び「関係法令等」欄は1号 その余は6号イ	1号 6号イ
35枚目及 び37枚目	33	事実関係 時系列表	「納税者名」欄	6号イ	1号
	34		「年月日」欄，「事実関係（納税者等が主張する事実を含む。）」欄及び「左の事実を示す証拠」欄の不 開示部分	6号イ	1号 6号イ
38枚目	35	資産税重要事案審議会事績書（相続税）	「被相続人・受贈者」欄，「主な相続人等（続柄）」欄，「整理番号等」欄，「相続・贈与年月日」欄，「申告年月日」欄及び「○調査（課税）事績」欄の不 開	1号	1号

			示部分		
	36		「関与税理士」欄の不開示部分	1号	1号 2号イ
	37		「付議事項」欄，「事前通知」欄，「調査区分」欄，「調査日数」欄，「選定事由」欄及び「修正申告しよう年月日」欄の不開示部分	「修正申告しよう年月日」欄は1号 その余は6号イ	1号 6号イ
39枚目	38		「整理番号等」欄	1号	1号
39枚目及び40枚目	39		「○調査経過及び増減の理由（調査額の根拠）」欄，「○重加算税を賦課する場合の仮装・隠ぺいの事実」欄，「○審議内容」欄及び「○その他参考事項」欄の不開示部分	6号イ	1号 6号イ
41枚目	40	調査結果の説明書（相続税）	「被相続人氏名」欄	1号	1号
	41		「1 更正又は決定をすべきと認められた理由」欄，「2 課税標準等に関する事項」欄，「3 税額等に関する事項」欄及び「4 加算税に関する事項」欄の不開示部分	「3 税額等に関する事項」欄の「区分」欄及び「更正又は決定をすべきと認められた理由」欄並びに「4 加算税に関	1号 6号イ

				する事項」欄の「賦課決定をすべきと認めた理由」欄は6号イ その余は1号	
4 2 枚目	4 2		「増減差額内訳表」の不開示部分	1号	1号 6号イ
4 3 枚目	4 3	相続税調査処理てん末書	「1 被相続人の略歴等」欄及び「2 所得の状況（申告）」欄	1号	1号
4 3 枚目及び4 4 枚目	4 4		「3 調査経過」欄の不開示部分	6号イ	1号 6号イ
4 4 枚目	4 5		「4 調査額について」欄，「5 加算税について」欄，「6 資料の収集」欄及び「7 その他（関連事案・継続管理事案・他部門への連絡）」欄	6号イ	1号 6号イ
4 5 枚目	4 6		「相続関係図」の不開示部分	1号	1号
4 6 枚目	4 7	相続税実地調査事績書兼非課税・申告是認決議書	「住所」欄，「氏名」欄（別紙4に掲げる部分を除く。），「生年月日」欄，「職業」欄，「名簿番号」欄，「相続開始年月日」欄，「1 実地調査事績の総括	1号	1号

			表（円）」欄，「 2 増減財産の内 訳（千円）」欄， 「加算税額（千円 ）」欄，「3 調 査後の特例農地等 の価額」欄及び「 申告書提出年月日 」欄の右上部分の 不開示部分		
	48		「編てつ番号」欄 ，「調査区分」欄 ，「処理区分」欄 ，「上申の要否」 欄，「見込総遺産 価額」欄，「選定 事由」欄，「選別 索引簿」欄，「調 査担当」欄，「処 理区分」欄，「調 査情報（被相続人 ）」欄及び「4 調査日数」欄の不 開示部分	「編てつ 番号」欄 及び「見 込総遺産 価額」欄 は1号 その余は 6号イ	1号 6号イ
47枚目	49	相続税調 査（処 理）事績 書（付 表）財産 明細表	「被相続人の氏名 」欄	1号	1号
	50		一連番号49の部 分を除く不開示部 分	1号	1号 6号イ
48枚目ないし55枚 目	51	相続税の 加算税の 賦課決定 決議書 （決裁 用）	「※上申の要否」 欄	6号イ	1号 6号イ
	52		一連番号51の部 分を除く不開示部 分	1号	1号

56枚目	53	調査手続 チェック シート (本表)	「調査の相手方の 氏名・名称」欄， 「住所・居所（所 在地）」欄，「業 種又は職業」欄， 「関係人の氏名」 欄及び「関係場所 」欄の不開示部分	1号	1号
	54		「関与税理士」欄 の不開示部分	1号	1号 2号イ
	55		「手続の履行状況 」欄の不開示部分	「再調査 の確認」 欄は6号 イ その余は 1号	1号 6号イ
57枚目	56		「調査の相手方の 氏名・名称」欄， 「住所・居所（所 在地）」欄，「関 係人の氏名」欄及 び「関係場所」欄	1号	1号
	57	「関与税理士」欄 の不開示部分（別 紙4に掲げる部分 を除く。）	1号	1号 2号イ	
	58	「手続の履行状況 」欄の不開示部分	「再調査 の確認」 欄は6号 イ その余は 1号	1号 6号イ	
58枚目	59	「日付」欄及び「 手続の履行状況」 欄の不開示部分	「4 争 点整理表 による検 討」欄は 6号イ	1号 6号イ	

				その余は 1号	
59枚目及び60枚目	60	調査手続 チェック シート (事前通 知用)	「通知事項・内容」欄のうち「調査の相手方」欄, 「調査開始場所」欄及び「(期間)」欄の不開示部分	1号	1号
	61		「税務代理人」欄の関与税理士の氏名が記載された部分	1号	1号 2号イ
	62		「調査の相手方に対する事前通知の省略の適否等(事前通知前の判定)」欄及び「履行確認」欄の不開示部分	「調査の相手方に対する事前通知の省略の適否等(事前通知前の判定)」欄は1号 「履行確認」欄は6号イ	1号 6号イ

2 本件対象文書1

枚目	一連 番号	行政文書 の名称	不開示維持部分	原処分の 不開示理 由(法5 条)	諮問庁が 主張する 不開示理 由(法5 条)
1枚目	63	署内資料 及び署外 資料の調 査事績整 理表	決裁欄の右側部分	6号イ	1号 6号イ
1枚目及び 2枚目	64		「被相続人の氏名」欄	1号	1号
	65		「2. 署外簿書等	6号イ	1号

			の調査」欄の「調査（照会）内容」欄及び「調査（照会）先・銘柄」欄の不開示部分		6号イ
2枚目	66		「2. 署外簿書等の調査」欄の「調査（照会）年月日」欄及び「回答等年月日」欄の不開示部分	6号イ	1号 6号イ
3枚目、51枚目及び63枚目	67	資産課税調査事績整理票	「（調査先）」欄及び右上部分	6号イ	1号 6号イ
	68		「3 面接者」欄のうち調査対象者及び調査先の面接者が記載された部分	1号	1号
	69		「3 面接者」欄のうち関与税理士が記載された部分	1号 2号イ	1号 2号イ
4枚目ないし50枚目、52枚目ないし62枚目、64枚目ないし101枚目及び103枚目ないし119枚目	70		全て	1号 6号イ	1号 6号イ
102枚目	71		「（調査先）」欄及び右上部分	6号イ	1号 6号イ
120枚目	72	署内資料及び署外資料の調査事績整	「2. 署外簿書等の調査」の「調査（照会）年月日」欄及び「回答等年	6号イ	1号 6号イ

		理表	月日」欄の不開示部分		
1 2 0 枚目 及び 1 2 1 枚目	7 3		「被相続人の氏名」欄の不開示部分	1 号	1 号
	7 4		「2. 署外簿書等の調査」の「調査（照会）内容」欄及び「調査（照会）先・銘柄」欄の不開示部分	6 号イ	1 号 6 号イ
1 2 1 枚目	7 5		決裁欄の右側部分	6 号イ	1 号 6 号イ
1 2 3 枚目	7 6	資産課税調査事績整理票（調査報告書）	「納税義務者」欄，「用務」欄，「調査年月日」欄，「用務先」欄及び「調査対象者」欄	1 号 6 号イ	1 号 6 号イ
1 2 3 枚目 ないし 1 3 1 枚目	7 7		「【報告事項】」以降の不開示部分	1 号 6 号イ	1 号 6 号イ
1 3 3 枚目 ないし 2 2 4 枚目， 2 2 6 枚目な いし 2 3 4 枚目， 2 3 6 枚目ない し 2 5 8 枚 目， 2 6 0 枚目ないし 3 3 5 枚目 ， 3 3 7 枚 目ないし 3 3 9 枚目， 3 4 1 枚目 ないし 3 4 5 枚目及び	7 8	資産課税調査事績整理票	全て	1 号 6 号イ	1 号 6 号イ

3 4 7 枚目 ないし 3 4 9 枚目					
1 3 2 枚目 , 2 2 5 枚 目, 2 3 5 枚目, 2 5 9 枚目, 3 3 6 枚目, 3 4 0 枚目 及び 3 4 6 枚目	7 9		「(調査先)」欄 及び右上部分	3 4 0 枚 目の「(調 査先) 」欄は 1 号及び 2 号イ その余の 部分は 6 号イ	1 号 6 号イ
1 3 2 枚目 , 2 2 5 枚 目及び 3 4 6 枚目	8 0		「1 非違事項」 欄の不開示部分	6 号イ	1 号 6 号イ
1 3 2 枚目 及び 3 4 6 枚目	8 1		「2 今後調査を 要する事項(指示 事項を含む)」欄 の不開示部分	6 号イ	1 号 6 号イ
1 3 2 枚目 , 2 2 5 枚 目, 2 3 5 枚目, 2 5 9 枚目, 3 4 0 枚目及 び 3 4 6 枚 目	8 2		「3 面接者」欄 のうち調査対象者 及び調査先の面接 者が記載された部 分	1 号	1 号
	8 3		「3 面接者」欄 のうち関与税理士 が記載された部分	1 号 2 号イ	1 号 2 号イ
2 2 5 枚目 及び 3 4 6 枚目	8 4		「4 調査の概要 」欄	6 号イ	1 号 6 号イ
2 3 5 枚目 及び 3 4 6 枚目	8 5		欄外に記載されて いる被相続人の氏 名	1 号	1 号